

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項に規定する個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、法72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。）25条4項に基づき平成29年11月1日付けで行った平成29年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- (1) 営業社員としての生命保険外交員は、従前から課税対象外と認識していたところ、課税要件の具体的な説明も無く課税された。
- (2) 請求人と雇用・報酬の実態が同様の同業者に課税が無い等、課税の適用に一貫性と公平性が欠けている。

- (3) 生命保険業の看板を掲げた営業所もなく、営業活動のさい配、支配は全て雇用会社の従属下にあり、受け取る収入（報酬）も社会保険料や源泉所得税が天引きされる等、給与的な性格が強い。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年5月23日	諮問
平成30年7月17日	審議（第23回第4部会）
平成30年8月17日	審議（第24回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法72条の2第3項は、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する旨を定め、同条8項において「第一種事業」とする業種を定めて同項23号を代理業とする。

また、都税条例25条4項は、個人の行う法72条の2第8項から第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する旨を定める。

ア 「事業」とは、一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいうものとされている（財団法人地方財務協会発行の自治省府県税課編「事業税逐条解説」22頁参照）。

イ 「事業を行う個人」とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいう、と定義されている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付総税都第16号総務大臣通知（以下「取扱通知」という。）第3章・第1節・第1・1の5））。

ウ 「第一種事業」とは原則として商工業等いわゆる営業に属するものであり、「営業」とは継続的集团的に同種の営利行為を行うことをいい（前掲書35頁）、代理業はこれに該当する（法72条の2第8項23号）。

なお、「代理業」とは、手数料等の報酬の取得を目的として、商人のためにその平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする事業をいうものとされている（前掲書44頁及び商法27条（代理商））。

(2) 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によると定め、都税条例も38条1項に同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（その年中

の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。)によって算定するとする。

また、72条の49の12第2項は、事業を行う個人(所得税法2条1項40号に規定する青色申告書(同法143条(青色申告)の規定により青色の申告書によって提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書)を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。)と生計を一にする親族で専ら当該個人の行う事業に従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)が当該事業から給与の支払を受けた場合には、所得税法57条1項の規定による計算の例(その給与の金額でその労務の対価として相当であると認められるものを事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。)により、個人の事業の所得を算定するものとする旨を定める(法72条の49の12第2項)。

法72条の50第1項は、個人事業税の賦課の方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、又は税務官署が決定した課税標準を基準として個人事業税を課する旨を定めている。

個人事業税については、事業主控除の額は290万円と定められている(法72条の49の14第1項)。

第一種事業を行う個人に対する事業税の税額は、所得に10分の5を乗じて得た額とされている(法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号)。

個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が事業主控除の額(上記のとおり、290万円)を超えるものには申告義務が

ある（法 7 2 条の 5 5 第 1 項）が、個人事業税の申告期限の 3 月 1 5 日前に申告をしなくても、前年分の所得税につき所得税法 2 条 1 項 3 7 号の確定申告書を提出した場合には（個人事業税を）申告したものとみなされる（法 7 2 条の 5 5 の 2 第 1 項）。

個人事業税の申告に関し、確定申告書を提出する場合には、確定申告書に青色事業専従者に支給した給与の総額、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨等を附記しなければならない（法 7 2 条の 5 5 の 2 第 3 項及び地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号） 7 条の 2 第 2 号及び第 5 号）、附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告されたものとみなされる（法 7 2 条の 5 5 の 2 第 2 項）。

個人事業税の納期は、8 月及び 1 1 月中において当該都道府県の条例で定めるが、特別の事情がある場合にはこれと異なる納期を定めることができるとされ（法 7 2 条の 5 1 第 1 項）、都税条例では、東京都における個人事業税の納期を、第 1 期が 8 月 1 日から同月 3 1 日まで、第 2 期が 1 1 月 1 日から同月 3 0 日までと定めた上で（都税条例 3 9 条の 5）、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによる（同条ただし書）、としている。

- (3) 取扱通知は、「事業を行う個人」に該当するか否かについて、「他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえない」とした上で、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」としている（取扱通知第 3

章・第1節・第1・1の5・(2))。

取扱通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、上記引用箇所については、法の解釈として合理性が認められる。

- (4) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。本件処分に適用されるのは、平成29年3月31日付28主課課第546号による改正後のものである。）を策定しており、このうち、本件に関係すると認められる部分を抜粋すると、以下のとおりである。

ア 「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」とする（事務提要第3章・第1節・第1・1・(1)）。

イ 事業を行う個人に当たるか否かの判断基準については、代理業の定義として、代理業は①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要である、とする（事務提要第3章・第2節・第23・1）。

代理業の認定基準は、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為につ

いて手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」とする（事務提要第3章・第2節・第23・2・(1)）。

ウ また、留意事項としては、「(4) 外交員、外務員等の名称や名目上の契約にかかわらず、実態として代理業の定義を満たす場合には代理業に該当する。外交員、外務員等の課税の可否については、過去に具体的な個々の事例に関して関係府県と自治省との間に照復が行われ、課税対象外と示された例があるが、これらの行政実例はいずれも具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まり、代理業に該当する外交員、外務員等までを課税対象外とする趣旨ではない。」及び「(5) 判定基準は絶対唯一の判定となるものではなく、判定の結果についてなお不合理があると考えられるときは、その他の事情をも十分勘案して最終的判定を下すものとする。具体的には、判定基準による結果が各種資料に基づいて総合判断される結果と異なり、その総合判断に用いられた資料の挙証能力が判定基準の各項目によって表されるものよりも高いと認められる場合などには、一律に判定基準を適用せず、各種資料に基づいた総合判断により認定を行うこと。」とする（事務提要第3章・第2節・第23・3・(4)及び(5)。(4)及び(5)は、平成29年3月31日付28主課課第546号による改正で新たに加わった部分である。(5)において言及がある判定基準は、認定基準の一部として事務提要第3章・第2節・第23・2・(2)に掲出されている。)

2 これを本件についてみると、本件確定申告書に記載された請求人の所得金額（7,548,803円）は個人事業税の事業主控

除の額（２９０万円）を超えており、請求人については、法７２条の５５の２第１項の規定により、本件確定申告書の提出をした日に法７２条の５５第１項の規定による個人事業税の申告がされたものとみなされるので、以上を前提に、以下、請求人が法７２条の２第８項２３号に規定する「代理業」を行う「事業を行う個人」であると認められるか否かについて検討する。

(1) 保険業法２７５条１項は、同項各号に定める者が同項各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないと定め、同項１号は、「次条（特定保険募集人の登録を定める２７６条を指す。）の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介」とされている。保険業法２７６条の申請があった場合は、登録を拒否する場合を除いて、内閣総理大臣は直ちに登録しなければならない、旨が定められている（同法２７８条１項）。

請求人は、保険業法２７８条１項による登録がなされていることから、同法２７５条１項１号にいう生命保険募集人として、本件会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行っているものと認められ、一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に業務を行う「事業」を行う者であると認められる（１・(1)・ア参照）。

(2) 本件確定申告書等によれば、請求人は、「生命保険外交員」として本件会社から報酬（１６，８８０，００６円）を得る一方で、経費として、地代家賃（自宅兼事務所の賃借料のうちの必要経費算入額３８６，６００円）、事業用の車両に係る減価償却費（１，７５５，０００円）、接待交際費（１，８０６，６４０円）及び広告宣伝費（５２，９００円）等を計上している。

これらのことから、請求人は、生命保険外交員としての事業

を行うために、自己の負担により事務所を構えて業務の拠点としていること、また、事業を行い、拡大するために必要な経費を自らの収入から支出していることが認められる。

さらに、請求人は、所得税法143条に規定する青色の申告書により確定申告書を提出し、青色申告特別控除額を100,000円と、配偶者を事業専従者として、専従者給与（控除）額を960,000円としている。青色申告特別控除は、事業所得を生ずべき事業を営んでいる者が定められた要件を満たす場合に適用されるものである。請求人は、申告期限までに処分庁に個人事業税の申告をしてはいないが、本件確定申告書等を〇〇税務署に提出したため、法72条の55の2第1項により個人事業税の申告をしたものとみなされる。

以上から、請求人と本件会社との間に雇用契約が締結されているとしても、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行っているものにすぎないとは認め難く、請求人が本件会社のために行う業務に係る収支の結果は請求人の負担に帰属するとみるべきであり、請求人は、自己の危険と計算において同業務を行っていると認めるのが相当である。

そうすると、請求人は「事業を行う個人」とであると認められる（1・(1)・イ参照）。

なお、本件確定申告書等に計上された上記地代家賃や接待交際費等を含む各経費支出の合計額（8,271,203円）は、営業等に係る事業収入の額（16,880,006円）の約49%に相当する。この割合は、仮に請求人が平成28年分の収入金額（16,880,006円）を給与所得として申告するとすれば、その場合の給与所得控除額（平成28年の所得税について適用される平成26年法律第10号による改正前の所得税法28条3項6号の規定により、2,300,000円となる。）が収入金額に対して14%にも満たないのに比べて明ら

かに大きいものであることから見ても、請求人が自己の危険と計算において事業を行っている」と認定することに不合理な点はないといえる。

- (3) 法72条の2第8項23号に規定する「代理業」に該当するか否かについて

請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「生命保険外交員」として申告して報酬を得ていることが認められるが、一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（平成11年3月11日関東信越国税不服審判所裁決（国税不服審判所ウェブサイト公表裁決事例。裁決事例集No. 57 206頁）参照）。

また、「保険募集」とは、保険業法2条26項によれば、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうものとされているが、具体的には、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解される（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成29年9月）」II-4-2-1・(1)）。

したがって、本件会社のために保険契約の締結の勧誘等を行う請求人は、法72条の2第8項23号の代理業に当たるものと認められる（1・(1)・ウ参照）。

- (4) (1)ないし(3)から、請求人が生命保険外交員として行う本件会社の業務は、法72条の2第3項の第一種事業のうち、同項23号の代理業に当たるものと認められる。

- 3 本件処分における税額については、本件確定申告書等により申告された請求人の事業所得の額（7, 548, 803円）に、青

色申告特別控除額（１００，０００円）を加算し、事業主控除の額（法７２条の４９の１４第１項の規定により、２，９００，０００円）を減じて得た課税標準額（４，７４８，０００円。法２０条の４の２第１項の規定により、千円未満は切捨て）に、第一種事業における税率（法７２条の４９の１７第１項１号及び都税条例３９条の３第１号の規定により、１００分の５）を乗じた額（２３７，４００円。法２０条の４の２第３項の規定により、百円未満は切捨て）となっていることから、違算等の事実は認められない。

よって、本件処分は、請求人が行う第一種事業である代理業に対して、法令等の定めに基づいて個人事業税を課したものといえ、違法又は不当ということとはできない。

４ 請求人は、おおむね上記（第３）のとおり主張するので、以下、検討する。

(1) 第３・(1)について

請求人は、課税要件の具体的な説明もなく本件処分が行われた旨を主張する。

しかし、課税要件とは、「実体租税法の中に規定されている法律要件で、それが充足されることによって納税義務の成立という法律効果を生ずるもの」であり（有斐閣「法律学小辞典」第３版）、法１条１項７号に規定する普通徴収による個人事業税（法７２条の４９の１８、都税条例３９条の４）の納入通知書（本件処分通知書）には、法１条１項６号に規定する「納税者が納税すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方公共団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期」等が記載されており、この点に係る請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

(2) 第３・(2)について

請求人は、「課税の適用に一貫性と公平性が欠けていること」を理由に、本件処分は取り消されるべき旨主張しているが、個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行うこととされているところ（事務提要第3章・第2節・第23・2）、処分庁は本件確定申告書等に基づき、上記2のとおり請求人の行う事業が代理業に該当すると判断したのであるから、請求人の「課税の適用に一貫性と公平性が欠けている」旨の主張は理由がない。

(3) 第3・(3)について

請求人は、生命保険業の看板を掲げた営業所もなく、営業活動のさい配、支配は全て雇用会社の従属下にあり、受け取る収入（報酬）も社会保険料や源泉所得税が天引きされる等、給与的な性格が強い、と主張する。

しかし、前記2・(2)記載のとおり、請求人が本件会社の従属下にあるから「事業を行う個人」に該当しないとの請求人の主張は、理由がない。

以上のとおり、請求人の主張は、いずれも理由があるとは認められない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）